

学校を休む、遅刻、早退の時は・・・



1 欠席・早退・遅刻

- 学校を欠席・遅刻する場合には、スマートフォン等から欠席・遅刻連絡のフォームにアクセスして、連絡をしてください。
- 電話での連絡やFAXでの連絡も受けつけいたします。
- 電話で連絡する場合は、7：40～8：10の間をお願いします。
- FAXで連絡する場合は、「保護者専用FAX連絡用紙」をお使いください。
- 早退の連絡は児童を通して連絡帳で連絡してください。
- 遅刻・早退は必ず保護者（家族）が教室または保健室まで送迎してください。早退迎えの場合は、「家族認証カード」を必ず学校職員に提示してください。送迎の車は、正門入ってすぐの来客駐車場に停めてください。その際、門の開閉は送迎の方が行ってください。

2 忌引き

- 親戚の葬儀等で学校を休む時は、欠席にはなりません。

忌引き対象となる親族と日数は次の通りです。

父母……………7日	祖父母……………3日
兄弟姉妹……3日	おじ、おば、曾祖父母…1日

- * 葬儀のため遠隔の地に赴く必要があるときは、実際に往復に要した日数を加算することができます。

3 出席停止

- 学校感染症にかかった場合は、出席停止（欠席扱いにならない）になります。診断されたら速やかに学校へ連絡をお願いします。
- 「学校感染症による出席停止について」をお渡しします。医師から登校の許可が出たら保護者が「登校届」を記入し、登校の際、学校に提出してください。
 - * 医師の診察を受け、治療と休養を十分にとってください。
 - * 登校は、保護者の判断ではなく、医師から許可が出てからとなります。

学校感染症とは、学校保健安全法に定められた感染症のことを言います。

- 第1種 エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱、コレラ、腸チフス、ジフテリア、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など
- 第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、咽頭結膜炎（プール熱）、結核など
- 第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎（はやり目）、その他の感染症（*）など

- * その他の感染症とは・・・感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルスなど）、マイコプラズマ感染症、手足口病、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑（りんご病）、RSウイルス、EBウイルス、带状疱疹など

4 その他

- 「保護者専用FAX連絡用紙」、「インフルエンザ学級休業時連絡FAX送信票」、「登校届」は「御厨小ホームページからダウンロードできます。【保護者向けファイル】のページから印刷し、ご使用ください。